

資金不足等解消計画書

秋田県仙北市
仙北市病院事業

第1 資金不足等による許可公営企業となった要因の分析

仙北市病院事業は市立田沢湖病院・市立角館総合病院・医療局の3会計で構成されており、決算統計上は市立田沢湖病院と市立角館総合病院の2会計となっている。

市立田沢湖病院については、収支状況では、平成28年度から患者数の増と経営安定化を目的とする一般会計からの基準外繰入 100,000 千円により、平成28年度事業収支では 9,021 千円の純利益となった。このことにより、一時借入金は前年度と比べ 50,000 千円減少したものの、依然として高い状況が続いており、資金不足額の解消は小規模なものとなっている。

市立角館総合病院については、急な医師の退職、診療報酬改定に伴う病棟機能の変更及び新病院移転に伴う入院患者の抑制などで患者数が減少となり、収益が大幅な減収となった。費用は、患者数の減に伴い材料費は大幅な減少になったが、新病院の開院に伴う移転経費や病院新築による新たな長期前払消費税償却や資本的経費による外構工事等、医療機器等購入などの控除対象外消費税を費用化したことなどにより増額となった。

このことにより、市立田沢湖病院の資金不足を補填してきた市立角館総合病院においても、補填できるだけの収益が得られず、資金不足を生じる結果となった。

第2 計画期間

平成29年度から平成38年度まで10年間

(10%を下回る資金不足解消期間 平成29年度から平成平成31年度まで 3年間)

第3 効率化・経営健全化の取組

(1) 投資・財政計画に関する事項

平成28年度に建物の老朽化に伴い市立角館総合病院の移転改築、医療機器の購入を行った。今後は投資規模の適正化、整備進度の調整等に配慮し、収益や患者数の動向を踏まえ過大・過度な選考投資とならないよう適切な事業実施に努める。

(2) 組織、人材、定員、給与に関する事項

医療サービスを安定的かつ継続的に提供するため、医師・看護師等の人材確保に努めつつ、病床数の削減や病床機能の変更に応じた人員の適正配置を図り、人件費の削減を図る。

(3) 広域化に関する事項

現在の医療機能の充実を基本としながら、不足する機能については他の区域との連携を図り、将来の医療需要に対応したバランスのとれた医療機能を持つ体制を目指す。

(4) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

経営形態の見直しとして、民間的経営手法の導入を図る観点から、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入などにより経営形態を改めるほか、民間への事業譲渡や診療所化を含め、事業の在り方を抜本的に見直すことが求められているが、PFI導入については相当の検討が必要であると認識している。

(5) その他の経営基盤の強化に関する事項

経営改善による財源確保に加え、なお不足する財源について、市当局と協議し、ルール化したうえで必要額の繰入を行う。

新公立病院改革プランに基づく施策の実施により収益の増加と支出の削減を図る。

レセプトデータを活用した経営分析レポートの共有を通じて、職員の経営参画意識の向上を図る。

医師の招へい活動を継続し、医師の人脈や仙北市に関係する方々からの紹介など、あらゆる機会をとらえるとともに、今後も粘り強く最大限の努力をもって医師の確保に努める。

(6) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

仙北市病院事業全体の資金不足比率については、平成35年度に資金不足が解消されることにより算定外となる見込みであるが、市立田沢湖病院はまだ資金不足が残るため、引き続き解消向けての取り組みを実施する。

(7) 資金管理・調達に関する事項

適正かつ効率的な資金管理及び資金調達に努める。

様式第3号

(8) 情報公開に関する事項

仙北市医療局ホームページに掲載し、積極的に地域住民へ周知する。

(9) その他重点事項

計画期間中の診療報酬の改定など、外的要因に柔軟に対応するため、常に計画の進捗状況を意識し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

市立田沢湖病院については、慢性期医療と災害拠点病院への支援を担い、大仙・仙北二次医療圏内唯一の障がい者施設等一般病棟としてその役割を果たしている。

市立角館総合病院については、大仙・仙北二次医療圏の中核的な役割と一般急性期医療を担う仙北市の中核的病院となっている。

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

仙北市病院事業は2つの病院と医療局で構成されている。

病院事業については、地方公営企業法適用の主旨である「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」を目指し、2病院・医療局を一つの公営企業として運営するものである。

第4 資金不足等を解消するための方策

- (1) 繰入基準の精査及び見直し
- (2) 病床数及び病床機能に応じた適正な人員配置による人件費の削減
- (3) 常勤医師の確保
- (4) 外部機関による経営分析を実施し、他病院との比較や自院の状況のみえる化を図り、目標値を設定

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画

別紙参照

様式第3号

第6 各年度ごとの地方財政法による資金不足の比率の見通し

(単位:%)

年度 資金不足比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成29年度)	平成35年度 (第7年度)	以降計画完了の年 度まで左の欄に同じ
地方財政法による 資金不足比率	13.8	12.0	—	—

第7 その他経営の健全化に必要な事項及び従来行ってきた措置

- (1) 医事業務及び病棟・事務部門の委託化
- (2) 最低限のスタッフで最大限の病床利用及び外来対応
- (3) 医療材料、消耗品等の一括購入と徹底した在庫管理
- (4) 可能な委託業務関係を医療局に一元化
- (5) 院内医療対策協議会において徴収規程を作成し、未収金対策を強化
- (6) 市立角館総合病院と市立田沢湖病院の給与事務と出納事務を医療局に一元化
- (7) 診療報酬改定に対応する医療機能に見合った診療報酬の確保
- (8) 市立角館総合病院の適正な病床数の検討
- (9) 組織を一元化したうえで、病院事業管理者を設置
- (10) 医療局の人件費を一般会計にすべて移行し、更に、一般会計補助金(基準外繰入金)10,000 千円を年次計画において繰入
- (11) 「市立田沢湖病院経営安定化計画」を策定し、一般会計から基準外繰入金として年間1億円を繰入